

令和8年3月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業  
に関するQ&A (第1版) 及び  
賃上げ支援事業に対応する賃金改善の具体的方法について (情報提供)

日本医師会より、標題に関して、別添のとおり、令和8年2月27日付けで文書発出されております。「3月末までに支給」を含む内容につき今般ご連絡が直前となり、お詫び申し上げます。

令和7年度補正予算による「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」については、令和8年1月29日付本会文書等にてお知らせをしているところです。

今般、厚生労働省から都道府県行政に対し、「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A (第1版)」が発出されました。

本Q&Aでは、一例として本支援事業のうち「病院賃上げ支援事業」及び「診療所等賃上げ支援事業」における賃金改善の方法について、

- ・ 令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金を支給する方法でも差し支えないが、4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給による必要があり、一時金で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は全く同じ水準とする必要はないが、極端な配分はできないこと (Q15)、
- ・ 賃金改善の対象には法定福利費の事業主負担分の増加分 (16.5%で簡便に計算可) も含まれること (Q16)、
- ・ 受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合であっても、本事業の給付金を賃金改善に充てていけば、下回る部分を返還する必要はないこと (Q23)、  
等の重要な取り扱いが示されています。

併せて、「病院賃上げ支援事業」及び「診療所等賃上げ支援事業」に対応する「賃金改善の内容」につきまして、実施要綱上は、原則として12月から5月までの間、ベースアップ等を実施することとされていますが、日本医師会より、現実的には同実施要綱のただし書きにある 12月から3月分までは一時金、4月及び5月分はベースアップ等による方法が中心になるとの考えが、1月27日付日医発第1713号 (1月29日付本会文書) において、示されたところです。さらにここでのベースアップには、決まって支給する手当として院内の給与規程に規定したベースアップ評価料手当などの引上げも含まれます。

今般、これらの点を分かりやすく周知するため、日本医師会より「おすすめする現実的な賃金改善の具体的方法」について、別添のとおり参考資料が示されております。特に、「R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は一時金として、一括で支給。(ただし、3月末までに支給すること。)(例) 無床診療所：臨時賞与計10万円」についてご留意ください。

なお、本給付金を申請できる医療機関は2月1日までにベースアップ評価料の届出をしている病院、3月1日までに原則としてベースアップ評価料の届出をしている診療所等とされています。特

に、まだベースアップ評価料の届出をされていない診療所には、是非2月中の届出をご検討くださるようお願いしてまいりました。

本給付金については、ベースアップ評価料の届出とは別に、病院は国へ、診療所は都道府県への申請手続きが必要です。

病院については、国の「病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業申請システム」(<https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp>)で5月31日まで申請を受け付ける予定です。

診療所については、大阪府では「令和8年6月頃の申請受付開始を予定」とされております。(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojyokinr8shienp1.html>



つきましては、貴会会員への周知についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

本補助事業の実施要綱、本件Q & A等は、厚生労働省の下記 Web サイトに掲載されています。(厚生労働省 HP 特設サイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)



参考資料 令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における「賃上げ支援事業」に対応する賃金改善の具体的方法について 令和8年2月27日 日本医師会

### おすすめの現実的な賃金改善の具体例

12月～5月までの賃上げが給付金による支援の対象

R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は一時金として、一括で支給。  
(ただし、3月末までに支給すること)  
(例)無床診療所：臨時賞与 計10万円

R8.4月分、5月分は一括支給は不可。  
決まって毎月支払われる手当の創設又は引き上げにより支給。  
(例)無床診療所：4月、5月、計2.5万円/月

令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料の引上げを財源とするベースアップ評価手当など

無床診療所で、給付金15万円全額を賃上げに充てる例

- ① R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月=2.5万円/月として、2.5万円×4ヵ月=10万円を一時金で3月中に支給。法定福利費分16.5%を含めて10万円としてよい。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で一括で支給。
- ② 4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月=2.5万円/月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給。法定福利費分16.5%を含めて2.5万円/月としてよい。4月、5月分は一括支給は不可。  
令和6年度診療報酬改定後に「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価手当」などを4月から引き上げることで対応。  
賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が1つの例として考えられます。
- 6月分以降は、令和8年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価手当」などを原則として維持又は拡大。  
ただし厚生労働省のQ&Aの通り、受診患者数等の影響によって、6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。

厚生労働省 Q & A (第1版) (令和8年2月)

23 実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

(答) ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていけば返還は不要です。

以上

担当事務局：経理課 電話 06-6763-7005  
保険医療課 電話 06-6763-7001